

吹田市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市文化振興基本条例（平成18年吹田市条例第9号）第19条第8項の規定に基づき、吹田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化の専門家 4人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日規則第49号）
この規則は、公布の日から施行する。